

平成26年度

特別区（東京23区）職員 経験者 採用試験・選考案内

TOKYO
23区

平成26年6月11日
特別区人事委員会

◆この採用試験・選考は、民間企業等で培った有用な経験を有する方を、即戦力として特別区政にいかすことを目的に、特別区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「特別区等」という。）が採用する職員の採用候補者を決定するために実施するものです。

1 主な日程（全区分共通）

申込受付期間 <small>※いずれかの方法で申し込んでください。</small>	◇インターネット 【推奨】 6月11日（水）午前10時～8月8日（金）（受信有効）
	◇郵送（郵便局で必ず「簡易書留郵便」扱いにしてください。） 6月11日（水）～8月6日（水）（消印有効） →消印が上記受付期間以外のものは、受理しませんのでご注意ください。
	注意事項 持参による申込受付は行いません。必ずインターネット又は郵送により、時間に余裕をもって申し込んでください。
第1次試験・選考	◆試験・選考日 9月7日（日）午前9時20分集合～午後4時終了予定
	◆合格発表日 10月14日（火）午前10時
第2次試験・選考	◆試験・選考日 10月25日（土）・26日（日）のうち指定する1日
	◆合格発表日 11月7日（金）午前10時
第3次試験・選考	◆試験・選考日 11月15日（土）～11月23日（日）の間で、指定する1日（土日祝指定）
最終合格発表	◆合格発表日 12月5日（金）午前10時

2 採用区分、試験・選考区分及び採用予定数

採用区分 試験・選考区分	2級職 採用試験	3級職（主任主事Ⅰ） 採用選考	3級職（主任主事Ⅱ） 採用選考
事務	79名程度	27名程度	5名程度
土木造園（土木）	10名程度	9名程度	2名程度
建築	16名程度	10名程度	—

3 職務内容（全区分共通）

試験・選考区分	主な職務内容	主な勤務予定先（例示）
事務	企画調整業務、システム関連業務、広報広聴関連業務、産業振興関連業務、教育関連業務、福祉関連業務、公会計事務等	本庁各課、出張所、保健所、福祉事務所、福祉センター
土木造園（土木）	道路・橋梁・公園等インフラ施設の設計・施工監理、都市計画等の企画・調査・調整、まちなみ整備分野等	都市計画課、都市整備課、土木工事課、道路整備課、公園緑地課
建築	建築審査・構造審査、施設の改修改築設計・施工監理業務、施設営繕業務、施設管理分野、まちづくり等	都市計画課、都市整備課、建築課、営繕課

※「事務」以外の試験・選考区分は、それぞれの職種に関連した業務従事歴が必要です。必ず受験資格をご確認ください。

4 受験資格

以下の①～④の条件を全て満たす人が受験できます。

① 下記の期間に生まれた人

- 【2 級 職】 昭和 58 年 4 月 2 日から昭和 62 年 4 月 1 日までに生まれた人
- 【3 級職（主任主事Ⅰ）】 昭和 53 年 4 月 2 日から昭和 58 年 4 月 1 日までに生まれた人
- 【3 級職（主任主事Ⅱ）】 昭和 44 年 4 月 2 日から昭和 53 年 4 月 1 日までに生まれた人

② 活字印刷文による出題に対応できる人

「事務」の試験・選考区分では、点字による出題に対応できる人も受験できます。

③ 次のいずれにも該当しない人

- ア 日本国籍を有しない人
- イ 地方公務員法第 16 条の各号の一に該当する人（16 ページ参照）
- ウ 現に特別区等の職員である人
現に特別区等の職員で、教育公務員、臨時的任用職員、非常勤職員又は「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」若しくは「地方公務員の育児休業等に関する法律」の規定に基づき採用されている任期付職員は受験できます。

④ 民間企業等における業務従事歴が下記の年数以上（平成 27 年 3 月 31 日現在）ある人

- 【2 級 職】 4 年
- 【3 級職（主任主事Ⅰ）】 8 年
- 【3 級職（主任主事Ⅱ）】 13 年

- ア 【2 級職】は、1 つの民間企業等での経験のみを対象とします。複数の経験は通算しません。
- イ 【3 級職（主任主事Ⅰ）】及び【3 級職（主任主事Ⅱ）】は、1 年以上の期間について、複数のものを通算できます。ただし、そのうち 1 ヶ所は、継続した 4 年以上の経験を有することが必要です。
- ウ いずれの採用区分も、会社員又は自営業者等として、1 つの事業に週 29 時間以上従事した経験が必要です。
- エ 「事務」以外の試験・選考区分については、それぞれの職種に関連した業務従事歴が必要です（1 ページ職務内容参照）。

※業務従事歴の有無、計算方法については、**Q & A**（14・15 ページ）も参照してください。

5 各特別区等の採用予定数

表の説明

- ・採用予定数は平成 26 年 6 月 1 日現在のもので、変更することがあります。
- ・○ 印…平成 27 年度の採用予定数が 1～4 名程度であることを示します。
- ・無 印…現在は採用を予定していないことを示します。ただし、平成 26 年度の途中で需要が生じた場合は、採用を行うこともあります。
- ・**人厚組合** 特別区人事・厚生事務組合／**競馬組合** 特別区競馬組合／**清掃組合** 東京二十三区清掃一部事務組合

2 級 職

事 務	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
採用予定数 79 名程度				8 名程度	○		○	13 名程度	5 名程度	○	○		○
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
		○	6 名程度		○	○	5 名程度	○	13 名程度	5 名程度	○		

土木造園 (土 木)	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
採用予定数 10 名程度		○						○	○		○		
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
	○	○	○				○		○	○			

建 築 採用予定数 16名程度	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
		○	○	○				○	○		○		
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
	○	○				○	○	○		○			

3 級 職 (主任主事Ⅰ)

事 務 採用予定数 27名程度	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
								○	○		○	○	
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
		○	6名程度	6名程度						5名程度			

土木造園 (土 木) 採用予定数 9名程度	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
									○		○	○	
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
			○						○	○			

建 築 採用予定数 10名程度	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
									○	○	○	○	
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
			○							○			

3 級 職 (主任主事Ⅱ)

事 務 採用予定数 5名程度	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
									○				
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
			○	○									

土木造園 (土 木) 採用予定数 2名程度	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
											○		
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
									○				

6 試験・選考の内容及び合格発表

第 1 次 試 験 ・ 選 考	
日時	平成 26 年 9 月 7 日 (日) 午前 9 時 20 分集合～午後 4 時終了予定
会場	都内の大学等
方法	<p>◆平成 26 年 8 月 19 日 (火) 以降に発送する受験票で会場を指定します。</p> <p>◆申込者の都合による試験・選考会場の変更はできません。</p> <p>◆試験・選考会場及び会場の最寄駅付近で、有料で合否の連絡を請け負う業者がいる場合がありますが、当人事業委員会とは一切関係ありません (試験・選考当日に当人事業委員会が現金を請求することはありません。)</p> <p>(1) 教養試験 (1 時間 45 分) ※各採用区分による内容は以下のとおり 【2 級職】・・・一般教養についての五枝択一式 (45 題中 35 題解答) ① 知能分野 (24 題必須解答) 文章理解 (英文を含む。)、判断推理、数的処理、資料解釈及び空間把握 ② 知識分野 (6 題必須解答) 社会事情 ③ 知識分野 (15 題中 5 題選択解答) 人文科学、社会科学及び自然科学 【3 級職 (主任主事Ⅰ)・3 級職 (主任主事Ⅱ)】・・・一般教養についての五枝択一式 (44 題中 35 題解答) ① 知能分野 (26 題必須解答) 文章理解 (英文を含む。)、判断推理、数的処理、資料解釈及び空間把握 ② 知識分野 (6 題必須解答) 社会事情 ③ 知識分野 (12 題中 3 題選択解答) 人文科学、社会科学及び自然科学</p> <p>(2) 職務経験論文 (1 時間 30 分)・・・課題式 (1 題必須解答) 字数は 1,200 字以上 1,500 字程度</p> <p>(3) 課題式論文 (1 時間 30 分)・・・課題式 (2 題中 1 題選択解答) 字数は 1,200 字以上 1,500 字程度</p> <p>◆教養試験の成績が一定点に達しない場合は、職務経験論文及び課題式論文は採点の対象となりません。</p> <p>◆第 1 次試験・選考の合格者は、職務経験論文及び課題式論文の総合成績により決定します。</p> <p>◆試験問題は、原則として、持ち帰ることができます。</p> <p>◆試験問題の公表及び五枝択一式問題の正答の公表については、15 ページを参照してください。</p>
合格発表	平成 26 年 10 月 14 日 (火) 午前 10 時
	<p>◆合格発表方法 (窓口等への掲示は行いません。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ (合格者の受験番号) ・郵送 (第 1 次試験・選考の受験者全員に、合否の結果を通知) 平成 26 年 10 月 19 日 (日) までに届かない場合は、10 月 20 日 (月) 以降に特別区人事委員会事務局任用課に照会してください。 <p>◆希望者に対し、不合格時、総合の得点及び順位を結果通知にて提供します。</p>
第 2 次 試 験 ・ 選 考	
日時	平成 26 年 10 月 25 日 (土)・26 日 (日)のうち指定する 1 日 ◆指定された日時の変更はできません。
会場	都内で実施
方法	口述試験 人物、職務経験及び職務に関連する知識などについての個別面接
合格発表	平成 26 年 11 月 7 日 (金) 午前 10 時
	<p>◆合格発表方法 (窓口等への掲示は行いません。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ (合格者の受験番号) ・郵送 (第 2 次試験・選考の受験者全員に、合否の結果を通知) 平成 26 年 11 月 10 日 (月) までに届かない場合は、11 月 11 日 (火) 以降に特別区人事委員会事務局任用課に照会してください。 <p>◆希望者に対し、不合格時、第 1 次試験・選考と第 2 次試験・選考との総合の得点及び順位を結果通知にて提供します。</p>
第 3 次 試 験 ・ 選 考	
日時	平成 26 年 11 月 15 日 (土)から 11 月 23 日 (日)までの間で、指定する 1 日 (土日祝指定) ◆指定された日時の変更はできません。
会場	都内で実施
方法	口述試験 人物、職務経験及び職務に関連する知識などについての個別面接

最終合格発表

平成 26 年 12 月 5 日（金）午前 10 時

日時・方法

- ◆第1次試験・選考、第2次試験・選考、第3次試験・選考の結果を総合的に判定し、最終合格者を決定します。
- ◆合格発表方法（窓口等への掲示は行いません。）
 - ・ホームページ（合格者の受験番号）
 - ・郵送（第3次試験・選考の受験者全員に、可否の結果を通知）
- ◆希望者に対し、第1次試験・選考、第2次試験・選考及び第3次試験・選考の総合の得点及び順位を結果通知にて提供します。ただし、【3級職（主任主事Ⅰ）】及び【3級職（主任主事Ⅱ）】については、希望者のうち選考不合格者にもみ提供します。

※個人別成績に関する情報提供の申し出については、第1次試験・選考の教養試験の際、解答用紙に希望の有無をマークしていただきます。

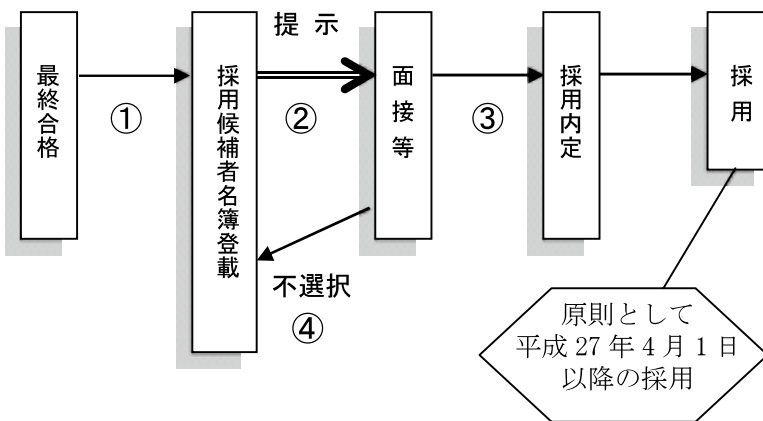
※試験当日は、交通機関の不通や遅延等が発生することもありますので、試験会場までの経路を複数確認しておくとともに、時間に余裕をもって試験会場に到着できるようにしてください。

7 採用の方法及び時期

2 級 職

特別区人事委員会

特別区等



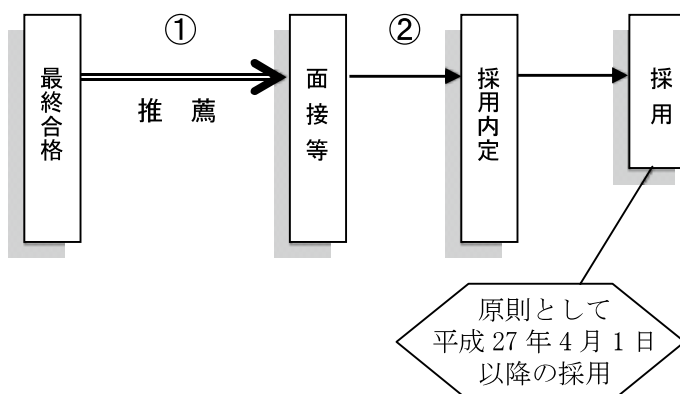
- ①最終合格者は、試験区分別の採用候補者名簿へ高点順に登載されます。
- ②特別区人事委員会は、採用候補者の経験及び希望区を考慮の上、特別区等へ高点順に提示します。なお、特定の特別区等へ希望が集中した場合などは、希望どおりに提示できないこともあります。
- ③特別区等は、面接等を行い、その結果に基づいて採用候補者に内定を出します。また、採用候補者には、業務従事歴の確認のため、「職歴証明書」等を提出していただきます。
※必要な業務従事歴の確認ができない場合、採用されないことがあります。
- ④特別区等で不選択になった場合は、採用候補者名簿に戻されます。特別区人事委員会は、特別区等の欠員状況に応じて再び特別区等へ提示します。ただし、欠員状況によっては提示されず、その結果採用されない場合もあります。
なお、名簿の有効期間は原則1年間です。

●申込書等の記載事項に偽りがある場合は、採用候補者名簿から削除されます。

3 級 職（主任主事Ⅰ）・3 級 職（主任主事Ⅱ）

特別区人事委員会

特別区等



- ①特別区人事委員会は、最終合格決定後、合格者の経験及び希望区等を考慮の上、特別区等へ推薦します。なお、特定の特別区等へ希望が集中した場合などは、希望どおりに推薦できないこともあります。
- ②推薦を受けた特別区等は面接等を行ったのち、採用者を内定します。また、合格者には、業務従事歴の確認のため、「職歴証明書」等を提出していただきます。
※必要な業務従事歴の確認ができない場合、採用されないことがあります。

●申込書等の記載事項に偽りがある場合は、採用の内定が取消されます。

8 受験手続

(1) 申込方法

①又は②のどちらか一つの方法で申し込んでください。申込時には、申込書と職務経歴書の提出が必要です。
※重複申込みについては、受信又は消印の早いもののみ受理します。

① インターネット申込み【推奨】

受付期間	平成 26 年 6 月 11 日(水)午前 10 時 から 8 月 8 日(金) まで(受信有効)
アドレス	http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm

- ◆上記アドレス（特別区人事委員会ホームページ）へアクセスし、画面の指示に従って全ての必要事項を正しく入力し、受付期間中に送信してください。
- ◆申込みの際に設定された ID 及び設定したパスワードは受験票のダウンロードに必要となりますので、必ず控えをとって保管してください。パスワード等の照会は、理由を問わず応じられません。
- ◆申込者自身に受験票を印刷してもらうため、プリンタが必要になります（受験票送付用の 52 円切手は不要）。
- ◆システム保守整備等により、申込受付期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止、使用されるパソコンや通信回線に障害等が発生した場合のトラブルについては、一切責任を負いません。

② 郵送申込み

受付期間	平成 26 年 6 月 11 日(水) から 8 月 6 日(水) まで(消印有効)
あて先	〒102-0072 千代田区飯田橋 3-5-1 特別区人事委員会事務局任用課

- ◆所定の申込書及び職務経歴書に必要事項を記入し（7～11 ページ参照）、申込書の所定の欄に 52 円切手を貼付して角型 2 号（A4 サイズ）の封筒に入れ、「簡易書留郵便」で上記あて先へ郵送してください。52 円切手は、受験票送付に係る郵送料になります。
※「簡易書留郵便」によらないものの郵送事故等については、責任を負いません。
- ◆申込書及び職務経歴書は、機械処理しますので、折り曲げたり、汚したりしないでください。

【①、②共通の注意事項】

- ◆提出された申込書・職務経歴書は、返却いたしません。また、申込後の内容変更・差し替え等はできません。
- ◆職務経歴書は、受験資格の確認や試験・選考の参考資料として使用します。
- ◆第 1 次試験・選考の受験方法として、【2 級職】【3 級職(主任主事Ⅰ)】【3 級職(主任主事Ⅱ)】とも「事務」の試験・選考区分については、点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、必ず申込書（申込画面）の所定欄にチェックするとともに、申込みの際に特別区人事委員会事務局任用課へ連絡してください。申込書（申込画面）にチェックがない場合及び任用課への事前連絡がない場合は、点字による受験が認められません。
- ◆車いすを使用して受験する人は、試験会場準備のため、申込み際に必ず特別区人事委員会事務局任用課へ連絡してください。

持参による申込受付は行いません。必ずインターネット又は郵送により、時間に余裕をもって申し込んでください。

(2) 受験票の交付

受験票の発送日	平成 26 年 8 月 19 日（火）午前 10 時以降
---------	------------------------------

- ◆インターネット申込みの場合は、上記月日に受験票発行通知メールを送信します。メール受信後に、受験票をダウンロード・印刷してください。郵送申込みの場合は、上記月日に発送します。
- ◆受験票に必要事項を記入し、写真 1 枚（4cm×3cm、上半身脱帽正面向き）を必ず貼って、試験・選考日当日に会場へ持参してください。
- ◆平成 26 年 8 月 25 日（月）までに受験票（受験票発行通知メール）が届かない場合は、8 月 26 日（火）以降に特別区人事委員会事務局任用課に照会してください。

9 申込書記入上の注意

- 申込書は、黒か青のボールペン又はインクで、記入漏れのないよう、丁寧に記入してください。
※記入例（9 ページ）を参照してください。

記入年月日	◆申込書を記入した日を書いてください。																																																																						
採用区分	◆受験を希望する採用区分を、省略せずに漢字で記入してください。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 100px;">2 級職</td> <td style="width: 100px;">3 級職（主任主事Ⅰ）</td> <td style="width: 100px;">3 級職（主任主事Ⅱ）</td> </tr> </table>	2 級職	3 級職（主任主事Ⅰ）	3 級職（主任主事Ⅱ）																																																																			
2 級職	3 級職（主任主事Ⅰ）	3 級職（主任主事Ⅱ）																																																																					
試験・選考区分	◆左側の欄には、受験を希望する試験・選考区分を、省略せずに漢字で記入してください。右側の番号欄には、下表「試験・選考区分番号表」から該当する番号を記入してください。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <caption>試験・選考区分番号表</caption> <thead> <tr> <th>試験・選考区分 採用区分</th> <th>事 務</th> <th>土木造園 (土木)</th> <th>建 築</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 級職</td> <td>2 1</td> <td>2 2</td> <td>2 4</td> </tr> <tr> <td>3 級職(主任主事Ⅰ)</td> <td>4 1</td> <td>4 2</td> <td>4 4</td> </tr> <tr> <td>3 級職(主任主事Ⅱ)</td> <td>6 1</td> <td>6 2</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「事務」以外の試験・選考区分については、当該職種に関連する業務従事歴が必要です。</p>	試験・選考区分 採用区分	事 務	土木造園 (土木)	建 築	2 級職	2 1	2 2	2 4	3 級職(主任主事Ⅰ)	4 1	4 2	4 4	3 級職(主任主事Ⅱ)	6 1	6 2	—																																																						
試験・選考区分 採用区分	事 務	土木造園 (土木)	建 築																																																																				
2 級職	2 1	2 2	2 4																																																																				
3 級職(主任主事Ⅰ)	4 1	4 2	4 4																																																																				
3 級職(主任主事Ⅱ)	6 1	6 2	—																																																																				
生年月日	◆月日の数字が1ケタの場合は、はじめに「0」を入れてください。																																																																						
性 別	◆該当する番号に○を記入してください。																																																																						
氏名（自筆）	◆署名も兼ねています。申込書の記載内容をよく確認した上、必ず本人が漢字で記入してください。																																																																						
氏名（フリガナ）	◆カタカナで記入して、姓と名の間を1マス空け、また、濁点・半濁点は1字としてください。																																																																						
点字受験	◆「事務」の試験・選考区分において、点字での受験を希望する人のみ「○」を記入してください。また、「○」を記入した人は、必ず申込みの際に特別区人事委員会事務局任用課へ連絡してください。																																																																						
希望区	◆希望する特別区等を、下表「特別区等コード一覧表」から選んで、第1希望から第3希望まで順番に、その番号を記入してください。この希望区は、当人事委員会が最終合格者（採用候補者）を特別区等に提示・推薦する際に活用しますので、希望区がある方は、必ず記入してください。 ※希望区の記入がなくても、試験・選考の可否には一切関係ありません。また、特定の特別区等に希望が集中した場合などは、必ずしも希望どおりに提示・推薦できるとは限りません。 ◆希望区を記入できるのは申込み時の1回だけで、その後は変更できません。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <caption>特別区等コード一覧表</caption> <thead> <tr> <th>番号</th><th>区名等</th><th>番号</th><th>区名等</th><th>番号</th><th>区名等</th><th>番号</th><th>区名等</th><th>番号</th><th>区名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>01</td><td>千代田区</td><td>06</td><td>台東区</td><td>11</td><td>大田区</td><td>16</td><td>豊島区</td><td>21</td><td>足立区</td> </tr> <tr> <td>02</td><td>中央区</td><td>07</td><td>墨田区</td><td>12</td><td>世田谷区</td><td>17</td><td>北区</td><td>22</td><td>葛飾区</td> </tr> <tr> <td>03</td><td>港区</td><td>08</td><td>江東区</td><td>13</td><td>渋谷区</td><td>18</td><td>荒川区</td><td>23</td><td>江戸川区</td> </tr> <tr> <td>04</td><td>新宿区</td><td>09</td><td>品川区</td><td>14</td><td>中野区</td><td>19</td><td>板橋区</td><td>24</td><td>特別区人事・厚生事務組合</td> </tr> <tr> <td>05</td><td>文京区</td><td>10</td><td>目黒区</td><td>15</td><td>杉並区</td><td>20</td><td>練馬区</td><td>25</td><td>特別区競馬組合</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>26</td><td>東京二十三区清掃一部事務組合</td> </tr> </tbody> </table>	番号	区名等	番号	区名等	番号	区名等	番号	区名等	番号	区名等	01	千代田区	06	台東区	11	大田区	16	豊島区	21	足立区	02	中央区	07	墨田区	12	世田谷区	17	北区	22	葛飾区	03	港区	08	江東区	13	渋谷区	18	荒川区	23	江戸川区	04	新宿区	09	品川区	14	中野区	19	板橋区	24	特別区人事・厚生事務組合	05	文京区	10	目黒区	15	杉並区	20	練馬区	25	特別区競馬組合									26	東京二十三区清掃一部事務組合
番号	区名等	番号	区名等	番号	区名等	番号	区名等	番号	区名等																																																														
01	千代田区	06	台東区	11	大田区	16	豊島区	21	足立区																																																														
02	中央区	07	墨田区	12	世田谷区	17	北区	22	葛飾区																																																														
03	港区	08	江東区	13	渋谷区	18	荒川区	23	江戸川区																																																														
04	新宿区	09	品川区	14	中野区	19	板橋区	24	特別区人事・厚生事務組合																																																														
05	文京区	10	目黒区	15	杉並区	20	練馬区	25	特別区競馬組合																																																														
								26	東京二十三区清掃一部事務組合																																																														
最終学歴コード	◆該当する番号を下表から選び、記入してください。なお、卒業見込みでない在学中の人及び中退の人は、その1つ前の学歴の番号を記入してください。 ※最終学歴が「専門学校」である場合は、「7 専修学校」を選択してください。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学歴区分</th> <th colspan="2">大 学 院</th> <th colspan="2">大 学</th> <th rowspan="2">短大 卒・卒見</th> <th rowspan="2">高 専 卒・卒見</th> <th rowspan="2">専修学校 卒・卒見</th> <th rowspan="2">高 校 卒・卒見</th> <th rowspan="2">左記以外</th> </tr> <tr> <th>修 了</th> <th>修了見込</th> <th>卒 業</th> <th>卒業見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>番 号</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	学歴区分	大 学 院		大 学		短大 卒・卒見	高 専 卒・卒見	専修学校 卒・卒見	高 校 卒・卒見	左記以外	修 了	修了見込	卒 業	卒業見込	番 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																														
学歴区分	大 学 院		大 学		短大 卒・卒見	高 専 卒・卒見						専修学校 卒・卒見	高 校 卒・卒見	左記以外																																																									
	修 了	修了見込	卒 業	卒業見込																																																																			
番 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																														
連絡先	◆確実に連絡が取れる電話番号を2ヶ所記入してください（携帯電話又は実家等で伝言を依頼できるところを含む。）。																																																																						
受験票等 郵送先	◆受験票等郵送先の郵便番号及び住所を記入してください。 ◆住所は、都道府県名を省略し、上欄には漢字で、下欄にはカタカナでそれぞれ記入してください。 ◆方書がある場合は「○○様方」と記入してください。 ◆カタカナの記入は、区市町村等の区切りで1マス空けてください。濁点・半濁点は1字とし、アパート名・室番号も記入してください。 ◆「丁目・番・号・号室」等は、省略して書いてください。 ◆1段目で書ききれない場合は、2段目以降に続けて記入してください。																																																																						

業務従事歴	◆通算年数	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業等における通算した業務従事歴（計算式はQ&A（14・15 ページ）参照）を記入してください。なお、受験資格に係る業務従事歴のみ通算してください。 ・記入時は、通算した後の端数〇ヶ月〇日分は切り捨ててください。 ・「事務」以外は、当該職種に関連する業務従事歴のみ通算します（1 ページ職務内容参照）。 																																			
	◆事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・下表「A. 事業内容コード表」から、従事してきた業務に該当するものの番号を記入してください。 ・【3 級職(主任主事Ⅰ)】【3 級職(主任主事Ⅱ)】の申込みをする人で、複数の従事歴がある場合は、継続した4年以上の従事歴で、主たるものの番号を記入してください。 ・事業内容が下表Aの「99. その他」に該当する人は、右欄に20字以内で具体的に事業内容を記入してください（漢字使用可能）。 																																			
	A. 事業内容コード表																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>事業内容</td> <td>農林 水産業</td> <td>建設業</td> <td>不動産業</td> <td>製造業</td> <td>電気・ガス 熱供給業</td> <td>運輸業</td> <td>情報 通信業</td> <td>卸・小売・ 飲食店</td> </tr> <tr> <td>番号</td> <td>01</td> <td>02</td> <td>03</td> <td>04</td> <td>05</td> <td>06</td> <td>07</td> <td>08</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>金融業</td> <td>保険業</td> <td>サービス業</td> <td>教育 支援業</td> <td>医療・ 福祉</td> <td>教員</td> <td>公務員</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>番号</td> <td>09</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>99</td> </tr> </table>		事業内容	農林 水産業	建設業	不動産業	製造業	電気・ガス 熱供給業	運輸業	情報 通信業	卸・小売・ 飲食店	番号	01	02	03	04	05	06	07	08	事業内容	金融業	保険業	サービス業	教育 支援業	医療・ 福祉	教員	公務員	その他	番号	09	10	11	12	13	14	15
事業内容	農林 水産業	建設業	不動産業	製造業	電気・ガス 熱供給業	運輸業	情報 通信業	卸・小売・ 飲食店																													
番号	01	02	03	04	05	06	07	08																													
事業内容	金融業	保険業	サービス業	教育 支援業	医療・ 福祉	教員	公務員	その他																													
番号	09	10	11	12	13	14	15	99																													
申込時 在職状況	◆職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・上記で記入した事業における職務内容を、下表「B. 職務内容コード表」から選び、その番号を記入してください。 ・職務内容が下表Bの「99. その他」に該当する人は、右欄に20字以内で具体的に職務内容を記入してください（漢字使用可能）。 																																			
	B. 職務内容コード表																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>職務内容</td> <td>営業渉外</td> <td>企画調査</td> <td>人事労務</td> <td>財務経理</td> <td>国際関係</td> <td>広報出版</td> <td>事務一般</td> </tr> <tr> <td>番号</td> <td>01</td> <td>02</td> <td>03</td> <td>04</td> <td>05</td> <td>06</td> <td>07</td> </tr> <tr> <td>職務内容</td> <td>教育</td> <td>システム エンジニア</td> <td>メンテナンス</td> <td>設計・施工</td> <td>工事監理</td> <td>研究開発</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>番号</td> <td>08</td> <td>09</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>99</td> </tr> </table>		職務内容	営業渉外	企画調査	人事労務	財務経理	国際関係	広報出版	事務一般	番号	01	02	03	04	05	06	07	職務内容	教育	システム エンジニア	メンテナンス	設計・施工	工事監理	研究開発	その他	番号	08	09	10	11	12	13	99			
職務内容	営業渉外	企画調査	人事労務	財務経理	国際関係	広報出版	事務一般																														
番号	01	02	03	04	05	06	07																														
職務内容	教育	システム エンジニア	メンテナンス	設計・施工	工事監理	研究開発	その他																														
番号	08	09	10	11	12	13	99																														
切手貼付欄	◆受験票送付に係る郵送料として、52 円切手 1 枚を必ず貼付してください。																																				

訂正の仕方	<ul style="list-style-type: none"> ◆訂正の場合は、該当箇所を2重線で消して、訂正してください（訂正印は不要）。 ◆修正液は使わないでください。
--------------	---

希望区を選択にあたって

- ◆特別区（東京23区）職員採用試験・選考では、申込時に希望の特別区等を3つまで選択できます。（※希望区を選択しない場合でも、可否には影響しません。）
- ◆採用された特別区等で、原則として定年まで勤務することになります。希望区を記入できるのは、申込時の1回のみで、その後は変更ができませんので慎重に記入してください。
- ◆各区・組合ごとに個性豊かな魅力と政策ビジョンがあります。ぜひ、あなた自身で確かめて、これまでの経験をいかすことのできる希望区を選択してください。
- ◆各区・組合の情報は、特別区のパンフレットや、各区・組合のホームページをご覧ください。特別区人事委員会ホームページから、各区・組合のホームページへリンクしています。

→アドレス <http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm>

【申込書記入例】

※受験資格（生年月日、業務従事歴等）をよく確認のうえ、申込書の記入をしてください。
 ※各項目の詳細は、「申込書記入上の注意（7・8ページ）」を参照してください。

◆該当する区分を、省略せず最後まで書いてください。

◆申込書記入日を記入してください。

◆受験資格に該当しているかを確認のうえ、必ず本人が署名してください。

◆番号表（7ページ）から該当する番号を選んで記入してください。

◆都道府県名の記入は不要です。

◆姓と名の間は1マス空けてください。
 ◆濁点・半濁点は1字とします。

◆間違えて記入した場合は、2重線を引いてください。

◆カナ記入です。
 ◆区市町村や、方書の区切り等で、1マス空けてください。
 ◆濁点・半濁点は1字とします。

◆コード表（8ページ）から該当する番号を選んで記入してください。
 ◆コードが「99.その他」に該当する人は右欄に具体的に記入してください（20字以内、漢字可）。

◆複数の企業等での従事年数がある人は、それを通算した数字を記入してください（2級職を除く）。
 ◆「事務」以外の試験・選考区分で申し込む人は、それぞれの職種に関連する経験年数のみを通算してください。
 ◆計算方法は、Q&A（14・15ページ）を参照してください。

◆必ず52円切手を1枚貼付してください。

◆「在職中」「離職中」のどちらかを○で囲んでください。
 ◆「在職中」の人は、事業内容をコード表（8ページ）から選んで記入してください。
 ◆コードが「99.その他」に該当する人は、右欄に具体的に記入してください（20字以内、漢字可）。

平成26年度 特別区職員 経験者採用試験・選考申込書

この特別区職員経験者採用試験・選考を受験したいので申し込みます。
 なお、本区は採用試験・選考案内に掲げてある受験資格をすべて満たし、地方公務員として将来の各号のいずれにも該当していません。
 また、この申込書のすべての記載内容は事実と相違ありません。
 【氏名（自署）欄に必ず自署してください。】

記入年月日 平成 26年 6月 11日

採用区分 職員（主任主事） 採用区分番号 K

試験・選考区分 建築 試験・選考区分番号 4 4

生年月日 3 昭和 53年 04月 02日生 性別 1 男 女

氏名（漢字） 林 剛 区 二三子 点字受験希望者は○を記入 →

氏名（カナ） リン ガウヘイ ヲウ フサコ

希望区 第1 第2 第3 最終字順コード F 3

連絡先① (03) 5210 - 0000 連絡先② (03) 3784 - 0000

郵便番号 1 0 2 △ △ △ △ (区民センターまで)

東京都 △△区 郵便番号 12-3-4 メゾンフォルテ55-678

経験年数 以下欄に、カナカナでアルバイト年・従事年・期間を記入してください。

業種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4
経験年数	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

業務従事歴 通算年数 1 2 → 離職中の人は、平成27年8月31日現在の就込みに記入。複数も可。

事業内容	0 2	→ 29の場合												
職種内容	1 1	→ 33の場合												

申込時在職状況 在職中 離職中 → ○を記入（空欄には一切影響ありません。在職中の人は下欄を参照）

事業内容 0 2 → 29の場合

収入年額 →

【切手貼付欄】
 52円切手
 1枚

（注意事項）
 1. 申込書記入上の注意（試験案内4～9ページ参照）を確認の上、記入してください。
 2. 縦書き（A4サイズが入る大きさ）の封筒に試験料封筒を同封し、郵便局で必ず「職務書送附票」を貼って申し込み込んでください。
 3. 試験料封筒に係る送料として、この切手貼付欄に必ず52円切手1枚を貼付してください。

10 職務経歴書記入上の注意

1 枚目について

- ◆採用区分、試験・選考区分は、申込書と同じ内容を省略せずに記入してください。
- ◆年齢は、平成27年4月1日現在のものを記入してください。

平成26年度 特別区職員の経験者採用試験・選考 職務経歴書

採用区分 3級職（主任主事1）	試験・選考区分 建築	1枚目・切り離し紙
氏名 (フリガナ) トクベツタ フミヨ 特別区 二子		生年月日 昭和 53年 4月 2日 (36歳)

- ◆業務従事歴は、古い順に記入してください。
- ◆会社番号は、通し番号（1, 2, 3...）です。

◎【民間企業等における業務従事歴について記入してください。】

※古い順です。会社番号は、通し番号です。

※記入欄が不足する場合は、2枚目以降のページに、合計欄は、このページに「2枚目」も含む全ての業務従事期間の合計を記入してください。

- ◆該当するものに○をつけてください。

正=正社員
派=派遣社員
契=契約社員

「その他」の場合は内容を記入してください。

業務従事期間	会社番号	会社名	業務従事期間	業務従事期間	業務従事期間	業務従事期間	業務従事期間	業務従事期間	業務従事期間
昭和 14年 4月 1日から 昭和 18年 6月 9日まで	〇〇株式会社	建築部	4年 2月 9日間	正・契	通の勤務時間 40時間	特殊建築物の設計・施工業務			
昭和 24年 7月 1日から 昭和 24年 3月 31日まで	××株式会社	設計部	5年 9月 日間	正・契	通の勤務時間 40時間	主に共同住宅の設計・監理業務			
昭和 24年 4月 1日から 昭和 26年 3月 31日まで	××株式会社	建築工事部	2年 月 日間	正・契	通の勤務時間 40時間	建築物の施工管理			
昭和 26年 4月 1日から 昭和 27年 3月 31日まで	△△株式会社	構造設計部	1年 月 日間	正・契	通の勤務時間 40時間	構造設計・現場監理業務（合併）			
昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで			年 月 日間	正・契	通の勤務時間 時間				
昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで			年 月 日間	正・契	通の勤務時間 時間				
昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで			年 月 日間	正・契	通の勤務時間 時間				
昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで			年 月 日間	正・契	通の勤務時間 時間				
昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで			年 月 日間	正・契	通の勤務時間 時間				
昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで			年 月 日間	正・契	通の勤務時間 時間				
昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで			年 月 日間	正・契	通の勤務時間 時間				
合計		2社	12年 11月 9日間						

- ◆同じ会社で、複数の部署を経験した場合は、「会社番号」欄に「〇-1」「〇-2」・・・と記入してください。ただし、業務従事歴記入欄数の制限がありますので、当該欄数が足りなくなる恐れがある場合には、複数部署を一つにまとめて記入しても構いません。

（例：〇〇株式会社 総務部 総務課、経理課、管財課）

- ◆現在在職中の人は、平成27年3月31日現在の見込みで、業務従事期間を記入してください。
- ◆在籍出向・会社合併等の場合は、「会社番号」欄に「〇-1」「〇-2」・・・と記入してください。なお、「具体的な職務内容」欄に、当該職務内容のほか「(在籍出向)」「(合併)」等と経緯を記入してください。
- ◆業務従事歴は、受験資格に係るもののみ記入してください。例えば、2級職志望で1社について継続した従事歴が4年末満のものは、業務従事歴に算定できませんので、記入しないでください。

- ◆複数の企業等での経験がある人は、それを通算した年月日数を記入してください。
- ・週29時間以上、1年以上の期間のみ通算します。
- ・対象となる期間をすべて通算したあと、30日をもって1月とし、12月をもって1年とします。
- ・通算方法の詳細は「Q&A」（14・15ページ）をご覧ください。
- ・2枚目にわたる場合も、全ての業務従事期間の合計を1枚目に記入してください。

2枚目について

1枚目の業務従事歴記入欄が不足する場合に記入してください。
また、最終学歴のほか、職務に関連して取得した資格・免許がある場合には記入をしてください。

平成26年度 特別区職員経験者採用試験・選考 職務経歴書 2枚目・切り離し厳禁

◎【民間企業等における業務従事歴について記入してください。】※古い順です。会社番号は「枚目」からの通し番号です。

枚目	会社名及び部署名	業務従事期間			雇用形態	
		昭・平 年 月 日	から 昭・平 年 月 日	年 月 日	正・派・契 その他()	道の勤務時間 時間
具体的な職務内容						
具体的な職務内容						
具体的な職務内容						
具体的な職務内容						
具体的な職務内容						

◎【最終学歴】

学 校 名	学 部 (専攻科) 名	学 科 (専攻・課程) 名	年 級	修 得
飯田橋大学	理工学部	建築学科	昭 13年	修

◎【職務に関連して取得した資格・免許があれば記入してください。】

資格・免許名称種別	交付年月日
一級建築士	昭 23年 2月 15日
	昭・平 年 月 日
	昭・平 年 月 日

3枚目について

各項目について、事実やあなたの考えを書いてください。
設問4については、受験する採用区分（【2級職】又は【3級職】）を確認のうえ、該当する区分にチェック☑をつけてから内容を記入してください。

平成26年度 特別区職員経験者採用試験・選考 職務経歴書 2枚目・切り離し厳禁

1. あなたが特別区を希望した動機について書いてください。(240文字以内)

2. あなたの職務経験のなかで、特に問題意識を持って取り組んだこと及びそのことで得られた成果(経験に実証したこと等)について書いてください。(360文字以内)

3. あなたの職務経験をどのように特別区職にいかせると考えていますか。(240文字以内)

4. □【2級職】チーム(船舶)として成し遂げたこと及びその中であなたの役割について書いてください。(320文字以内)
□【3級職】部下や後輩の指導・育成をどのように行ってきましたか。(320文字以内)
(※受験する採用区分にチェック☑をつけてください。)

1 1 勤務条件

(1) 初任給等

採用区分	初任給
2 級職	約 246,700 円
3 級職(主任主事Ⅰ)	約 297,000 円
3 級職(主任主事Ⅱ)	約 344,000 円

※この初任給には、地域手当を含んでいます。

- ・この初任給は平成 26 年 4 月 1 日のものです。採用前の職務経験等について、一定の基準により加算される場合があります。
- ・この初任給のほか、条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ・なお、採用前に給与改定等があった場合には、その定めるところによります。

(2) 勤務時間

職員の勤務時間は 1 週間あたり 38 時間 45 分で、原則として土曜・日曜が休みとなっています。

(3) 休暇等

年次有給休暇は原則として 1 年間に 20 日です。そのほかに慶弔休暇、生理休暇、妊娠出産休暇、育児休業等も設けられており、職員が安心して働き続けられるための制度が整っています。

(4) 公平な昇任制度

職員の昇任は、学歴等によらない能力主義に基づく公平な昇任制度になっています。採用後、一定の期間を経験したのち、ステップごとの選考、つまり昇任へのチャンスが平等に用意されています。



技術職で受験する方へ

技術職の経験者採用は、特別区等で**即戦力**として活躍していただくことを目的に実施しています。

このため、あなたがこれまで民間企業等で培ってきた、それぞれの職種に係る有用な知識、経験、能力を重視しています（試験・選考区分によっては採用予定のない職種もあります。）。

- ◆受験に際しては、それぞれの職種に関連した業務従事歴が必要年数を満たしていることが要件となります。1 ページの各職種の主な職務内容及び 2 ページの各試験・選考区分ごとの受験資格を必ずご確認ください。

◆各職種の仕事内容の例

- ・ **土木造園**：道路・橋梁・公園等の計画段階から、設計・施工、その後の維持管理まで幅広く携わります。
(土木) 近隣住民の方への説明会や調整、災害対策なども担う、まちづくりのスペシャリストです。
- ・ **建築**：建築確認、違反建築物の調査・是正指導、住民・業者からの建築相談の受付、区有施設等の計画・設計・施工・維持管理など、建築に関するソフト面・ハード面を一手に担います。

- ◆日々進化を続けるさまざまな最先端技術・システムを取り入れ、より使いやすい施設、より住みやすいまち、より魅力的な区にしていくために、特別区の技術職は全力で職務に取り組んでいます。日々自己研鑽に励み、職種の枠を超えて協力しながら、住民の安全・快適な暮らしを支えています。そんな特別区技術職の一員として、これまでの経験をいかして特別区をさらに進化させていきたいという、意欲のある方のチャレンジをお待ちしています！！

- ◆特別区人事委員会のホームページや、パンフレット等でも職種ごとの職務内容を紹介しています。

●特別区等一覧表

区名等	本庁所在地	面積(km ²)	人口(人)	職員数(人)
千代田区	千代田区九段南1-2-1	11.64	54,160	1,027
中央区	中央区築地1-1-1	10.09	132,610	1,442
港区	港区芝公園1-5-25	20.34	235,337	2,066
新宿区	新宿区歌舞伎町1-4-1	18.23	324,082	2,696
文京区	文京区春日1-16-21	11.31	204,258	1,786
台東区	台東区東上野4-5-6	10.08	187,792	1,669
墨田区	墨田区吾妻橋1-23-20	13.75	254,627	1,938
江東区	江東区東陽4-11-28	39.99	487,142	2,758
品川区	品川区広町2-1-36	22.72	368,761	2,563
目黒区	目黒区上目黒2-19-15	14.70	267,379	2,075
大田区	大田区蒲田5-13-14	60.42	701,416	4,341
世田谷区	世田谷区世田谷4-21-27	58.08	867,552	5,061
渋谷区	渋谷区宇田川町1-1	15.11	214,665	1,850
中野区	中野区中野4-8-1	15.59	313,665	2,043
杉並区	杉並区阿佐谷南1-15-1	34.02	542,956	3,548
豊島区	豊島区東池袋1-18-1	13.01	271,643	1,978
北区	北区王子本町1-15-22	20.59	334,723	2,431
荒川区	荒川区荒川2-2-3	10.20	207,635	1,542
板橋区	板橋区板橋2-66-1	32.17	540,040	3,542
練馬区	練馬区豊玉北6-12-1	48.16	711,212	4,493
足立区	足立区中央本町1-17-1	53.20	670,385	3,476
葛飾区	葛飾区立石5-13-1	34.84	448,186	2,938
江戸川区	江戸川区中央1-4-1	49.09	676,116	3,680
特別区人事・厚生事務組合	千代田区飯田橋3-5-1			233
特別区競馬組合	品川区勝島2-1-2			75
東京二十三区清掃一部事務組合	千代田区飯田橋3-5-1			1,152

* 面積、人口及び職員数は、平成26年1月1日現在のものです。

* 東京二十三区清掃一部事務組合の主な勤務先は、本庁及び23区内の各清掃工場等です。

●平成24年度・25年度 経験者採用試験・選考 実施状況

採用区分	試験・選考区分	平成24年度				平成25年度			
		採用予定数	受験者数	最終合格者数	倍率	採用予定数	受験者数	最終合格者数	倍率
2級職	事務	95名程度	953名	130名	7.3倍	75名程度	1,029名	100名	10.3倍
	土木造園(土木)	5	25	18	1.4	4	23	13	1.8
	建築	6	35	23	1.5	10	42	21	2.0
3級職 (主任主事Ⅰ)	事務	35	670	44	15.2	27	658	30	21.9
	土木造園(土木)	11	54	13	4.2	8	25	9	2.8
	建築	10	37	14	2.6	10	42	12	3.5
	機械	3	4	3	1.3	—	—	—	—
3級職 (主任主事Ⅱ)	電気	4	10	1	10.0	—	—	—	—
	事務	7	597	7	85.3	4	448	5	89.6
	土木造園(土木)	2	48	2	24.0	2	44	6	7.3

Q&A

※特別区人事委員会のホームページにもQ&Aを掲載していますので参照してください。

Q 1 業務従事歴において、複数の経験を通算する場合、月単位、日単位の端数の取扱いは？

A 1 満1年以上の従事歴を合算し、1月未満の端数は切り捨てます。この場合、30日をもって1月とします。

(例) 3級職(主任主事Ⅰ):【A社】4年+【B社】3年1ヶ月+【C社】11ヶ月

→C社の11ヶ月は1年に満たないため通算対象ではない。⇒7年1ヶ月となり、受験資格なし

3級職(主任主事Ⅱ):【A社】4年+【B社】3年+【C社】3年6ヶ月10日+【D社】2年5ヶ月20日

→12年11ヶ月30日 →30日をもって1月とする。⇒13年となり、受験資格あり

※2級職は、1つの民間企業等での継続した経験のみを対象とします。複数の経験は通算しません。

Q 2 建設会社で、ずっと事務の仕事をしてきましたが、建築職を受験できますか？

A 2 できません。技術職(事務職以外)での受験資格には、当該職種に関連した業務従事歴が必要です(会社の業種ではなく、ご本人が従事していた業務で判断します。)

1ページの主な職務内容を参照してください。

Q 3 建設会社で4年間土木工事の施工監理に携わりましたが、その後転職し、金融機関で6年間営業職として勤務した場合、3級職(主任主事Ⅰ)の土木職を受験できますか？

A 3 できません。技術職(事務職以外)での受験資格には、当該職種に関連する業務従事歴のみ通算します。

この場合、土木職の従事歴に通算できるのは4年のみであり、8年に満たないため受験資格がありません。

Q 4 週の勤務日数が3日や4日の場合がありますが、業務従事歴に該当しますか？

A 4 正規の勤務時間が週29時間以上であれば業務従事歴に該当します。

在宅勤務についても、就業規則等に定められた勤務時間が週29時間以上であれば該当します。

Q 5 派遣社員としての就労期間は業務従事歴に該当しますか？

A 5 週29時間以上の勤務形態であれば該当します。なお、2級職は、1つの民間企業等での継続した4年以上の経験のみを対象とします。

3級職は、1年以上の期間について、複数のものを通算できます。

Q 6 人材派遣会社に登録してA社に派遣され、派遣期間終了後に引き続きA社に正規雇用された場合、継続した期間とみなされますか？

A 6 はい。派遣期間と正規雇用期間を継続した期間とみなします。ただし、それぞれの採用区分に応じた業務従事歴が必要です。

Q 7 勤務先に籍を置いたまま、系列会社に出向(在籍出向)した場合、前勤務先の期間と出向先の期間は継続した期間とみなされますか？

A 7 はい。継続した期間とみなします。ただし、移籍出向により系列会社の社員となった場合は、前勤務先の期間と出向先の期間は継続した期間とはみなされません。

Q 8 育児等の休業を取得した後、復職した場合の休業期間は業務従事歴に含まれますか？

A 8 育児休業や病気休職等の休業期間は、休業後に引き続き同一企業等に復職した場合に限り、業務従事歴に該当します。

Q 9 大学院での在籍期間は、業務従事歴に該当しますか？

A 9 受験資格での業務従事歴には該当しません(初任給算定においては、一定の基準により反映される場合があります。)

Q 10 NPO活動や青年海外協力隊等での活動期間は、業務従事歴に該当しますか？

A 10 週29時間以上業務に従事し収入を得ていれば該当します。なお、企業に在籍中派遣された場合は、勤務先の従事歴とします。

Q 11 勤務していた会社が合併により別会社となり、雇用主が変わった場合は、継続した期間とみなされますか？

A 11 労働契約が合併後の会社に承継されている場合においては、継続した期間とみなします。

Q 12 勤務していた会社が倒産して、勤務の証明書が提出できない場合は？

A 12 雇用保険受給資格者証など、職歴が証明できる公的な書類を提出していただきます。

Q 13 学校等で教員として受験職種に関係する科目を教えていた期間は、業務従事歴に該当しますか？

A 13 職種に関係のある知識を有し、活用していることから、業務従事歴に該当します。

Q 14 裁量労働制で就業した場合の勤務時間の取扱いは？

A 14 労使協定等の労使合意で決められたみなし労働時間が週29時間以上であれば、その従事期間は業務従事歴に該当します。

Q 15 入社時は非常勤であったが、その後同社に常勤の正社員として採用された場合の従事歴は？

A 15 雇用形態を問わず週29時間以上勤務した場合は業務従事歴に該当します(Q18も参照してください。)

Q 16 国家公務員や、特別区以外の地方公共団体における在籍期間は、業務従事歴に該当しますか？

A 16 該当します。

Q 17 勤務先に受験することを知られたくないのですが、大丈夫ですか？

A 17 採用試験・選考において、特別区人事委員会が勤務先に照会をしたり、勤務先からの問い合わせに対して申込みの有無等について答えたりすることはありません。

Q & A

Q18 契約社員として同一企業で1年間の契約を1回更新して2年間働き、その後正社員として2年間働きました。この場合は「継続した4年」に該当しますか？

A18 同一企業で、1日も間を空けずに雇用関係が継続していれば、雇用形態が変わっても継続した期間とみなします。

(例1) 【A社契約社員】1年(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

【A社契約社員】1年(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

【A社正社員】2年(平成24年4月1日～平成26年3月31日)

⇒同一企業で1日も間を空けずに雇用関係が継続しているので「継続した期間」とみなす。

(例2) 【A社契約社員】2年(平成22年3月26日～平成24年3月25日)

【A社正社員】2年(平成24年4月1日～平成26年3月31日)

⇒契約社員の期間と正社員としての期間の間が1日以上空いているため、「継続した期間」とはみなせない。

Q19 就業規則や雇用契約書類には、1週間あたりの勤務時間数が記載されていません。どのように判断すれば良いですか？

A19 1日の始業及び終業の時刻、休日、休憩時間等についての定めから、1年を52週(≒365日÷7日。小数点以下第一位を四捨五入)として下記の計算方法で1週間あたりの勤務時間数を算出します。

(計算方法)

1日あたり勤務時間数 × 年間勤務日数 ÷ 52週

(小数点以下第一位を四捨五入)

(例) 1日あたり7時間45分勤務、1月あたり16日勤務の場合

7時間45分×16日×12ヶ月÷52=28.6153…時間

⇒小数点以下第一位を四捨五入により、29時間。

1週間あたりの勤務時間が29時間以上のため業務従事歴に該当する。

Q20 同一企業で4年間契約社員として働いていますが、1年ごとの契約更新で、週あたりの勤務時間数が毎年異なります。この場合はどのように判断すれば良いですか？

A20 各雇用契約単位で業務従事歴に該当するか否か(週29時間以上か否か)を判断します。

(例) 1年目: 週30時間…○

2年目: 週35時間…○

3年目: 週28時間…×

4年目: 週29時間…○

⇒3年目が週29時間以上でないため業務従事歴に該当せず、継続した4年とはならない。

Q21 変形労働時間制で勤務していたため、週によっては勤務時間が29時間に満たない場合がありますが、この場合は業務従事歴に該当しませんか？

A21 就業規則等で1週間あたりの平均勤務時間数が定まっている場合は、それをもって判断します。就業規則等で判断ができない場合は、変形勤務の対象期間を通じて勤務時間が週平均29時間以上であれば業務従事歴に該当します。

(就業規則等で判断できない場合の計算方法)

対象期間中の1日あたり勤務時間数 × 対象期間中に勤務した日数 ÷ $\frac{\text{対象期間の暦日数}}{7}$ ←小数点以下第一位を四捨五入

(例) 1年単位の変形労働時間制(対象期間1年、365日)で1日あたり7時間45分勤務、対象期間中の勤務日数190日の場合(365日÷7=52.1428週⇒小数点以下第一位を四捨五入し、1年を52週とする。)

7時間45分×190日÷52=28.3173…時間 ⇒小数点以下第一位を四捨五入により、28時間

対象期間(1年間)の週平均勤務時間が29時間未満のため、業務従事歴に該当しない。

試験問題の公表及び五枝択一式問題の正答の公表について

◆平成26年度の五枝択一式問題の正答は、第1次試験・選考終了後に公表します。公表予定時期は次のとおりです。

①ホームページ 平成26年9月11日(木)午前10時～平成26年9月18日(木)午前10時

②各区役所及び特別区自治情報・交流センター(東京区政会館4階)平成26年9月16日(火)～

※②では試験問題も公表します。

◆平成25年度の試験問題及び五枝択一式問題の正答は、各区役所及び特別区自治情報・交流センター(東京区政会館4階)で閲覧できます。また、試験問題は、ホームページにも掲載しています(ただし、著作権等により掲載していない問題もあります)。なお、当該年度に試験・選考を行わなかった試験・選考区分は、掲載していません。

◆地方公務員法第16条

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注)「成年被後見人又は被保佐人」には、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含みます。

個人情報の取扱いについて

個人情報については、特別区人事・厚生事務組合個人情報の保護に関する条例に基づき適切に管理しています。当委員会では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を厳重に管理するとともに、各区等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後に適切に廃棄しています。

問合せ先

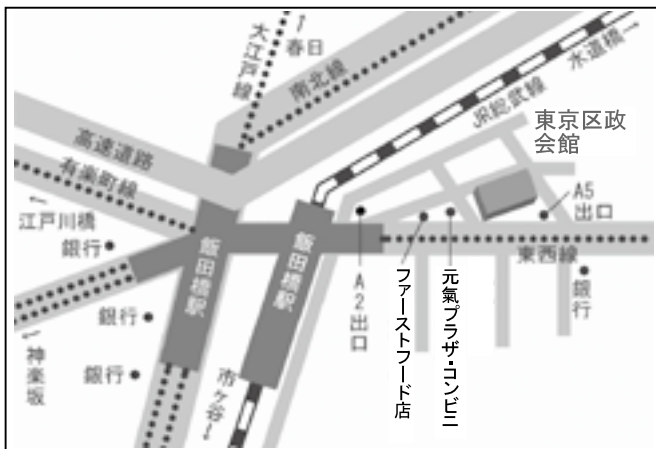
特別区人事委員会事務局任用課採用係

〒102 - 0072 千代田区飯田橋3 - 5 - 1

【電話】 (03)5210-9787(直通) ※受付時間：平日8:30~17:15

【ホームページ】 <http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm>

(上記ホームページから、採用試験・選考の申込みができます。)



特別区人事委員会事務局

[東京区政会館16階]

【交通機関】

- ・JR総武線「飯田橋駅」東口 徒歩2分
- ・東京メトロ東西線「飯田橋駅」
A5出口 すぐ
A2出口 徒歩1分
- ・東京メトロ有楽町線・南北線、都営大江戸線
「飯田橋駅」 A2出口 徒歩1分

試験・選考の申込みをした人は必ず受験してください

特別区職員採用試験・選考は、皆さんの申込みによって試験・選考の準備が進められます。これらは、区民の方に納めていただく税金を使って行われるものです。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験・選考の申込みをした人は必ず受験してください。